

**広告募集案内【企画提案募集】**  
**(施設広告掲出仕様書)**

青葉区区役所敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	青葉区役所 AED 及び広告付き案内板等の設置
内 容	<p>青葉区役所に①AED2 台（うち 1 台は、液晶モニター付き AED）、②free Wi-Fi（4 エリア）及び③青葉区内地図・庁舎案内図面付き液晶モニター（広告付き案内板）1 台、を設置していただく事業です。モニターでは、動画による横浜市及び青葉区区政情報、及び広告を配信していただきます。</p> <p>（その他仕様についての詳細は、別添資料をご確認ください）</p> <p>設置事業者様には、広告料及び行政財産目的外使用料を市に納付していただきます。また、事業の実施に係る費用(区内地図の製作、設置、保守管理、運営、撤去、広告主の募集、電気料金等)を全て負担していただきます。</p> <p>屋外広告物には該当しません。</p>
施設所在地（場所）	横浜市青葉区市ケ尾町 3 1 番地 4
施設の利用者数・利用者層	<p>様々な世代の方々が各種手続のために区役所を訪れています。</p> <p>また、区役所には公会堂やスポーツセンターも併設されており、手続以外の方の来庁も見込めます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口： 約 30 万人</li> <li>・年間転出入者： 約 2 万 6 千人</li> <li>・乳幼児健診受診者数（週 3 回開催）： 80～100 名／回</li> <li>・各種証明書発行数： 合計で約 2 万件／月</li> </ul> </div>
広告設置場所	<p>① AED： 区役所 1 階（東側出入口付近）・2 階（各 1 機）</p> <p>② free Wi-Fi： 区役所 1 階・2 階の待合いスペース</p> <p>③ 広告付案内板： 区役所 1 階エレベーター横</p>
広告掲出可能スペース	<p>① AED：1 階 東口出入口付近 液晶モニター付き AED（高さ 1.8m 以内×横 1.3 m 以内×奥行 0.77m 以内）</p> <p style="padding-left: 40px;">2 階 壁面に設置できる格納ボックス型 （高さ 0.5m×幅 0.5m×出幅 0.5m 程度）</p> <p>② free Wi-Fi： 待合いスペース等で利用者の邪魔にならないもの</p> <p>③ 広告付案内板： 区役所 1 階エレベーター横 （高さ 2.1m 以内×横 3.3m 以内×奥行 0.15m 以内）</p>
広告掲出期間	<p>令和 7 年 5 月 1 日～令和 12 年 4 月 30 日（5 年間）</p> <p>※1 年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）</p>
予定価格	公表しません。

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和 7 年 1 月 30 日（木）～令和 7 年 2 月 13 日（木）
提案内容評価	<p>令和 7 年 2 月中旬～下旬</p> <p>提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。</p>
選定結果通知	令和 7 年 2 月下旬（予定）

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。 ※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
申込方法	<u>令和7年2月13日(月)午後5時00分</u> までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。
広告企画書 記載事項	(1) 市にお支払いいただく広告料(年額) (2) 掲出期間における収支計画 (3) 筐体等の規格、運用・管理 (4) 液晶モニター等の面積比率、または表示面積 (5) メンテナンス方法(AED、free Wi-Fi、案内板) (6) 液晶モニターにおける行政情報及び広告の露出頻度 (7) 緊急時対応(設置物の破損及び故障等の対応) (8) 他自治体における類似広告媒体の設置実績 (9) その他(行政サービスの向上につながるご提案等)

■ 選定手続

評価項目・評価基準	(1) 市にお支払いいただく広告料(年額) 市にとって十分な財源確保効果があるか。 (2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。 (3) 筐体等の規格、運用・管理 掲出期間中、破損や倒壊、盗難等のおそれがない構造となっており、安全性が担保されているか。 (4) 液晶モニター等の面積比率、または表示面積 それぞれの目的を満たすための十分な表示スペースが確保されているか。 (5) メンテナンス方法(AED、free Wi-Fi、案内板のメンテナンス方法) 表示内容の更新、保守作業の内容、頻度等が妥当であるか。 (6) 液晶モニターにおける行政情報と広告の露出頻度 行政情報、広告それぞれの放映時間・タイムスケジュール等が妥当であるか。 (7) 緊急時対応(設置物の破損及び故障等の対応) 破損、若しくは故障し、又はそのおそれがある場合に、適切な対応により安全性が担保できるか。 (8) 他自治体における類似広告媒体の設置実績 (過去5年間の実績) (9) その他(行政サービスの向上につながるご提案等)
評価方法	○青葉区に設置する広告事業選考会において、広告企画書に記載された提案内容を、上記評価項目に従い、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。 ○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者(広告掲出事業者)として選定し、広告掲出についての交渉を行います。 ※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。 ※ 評価の結果、同点となった場合は、青葉区広告事業選考会で再度審議のうえ、決定いたします。

■ 広告掲出にあたっての留意点

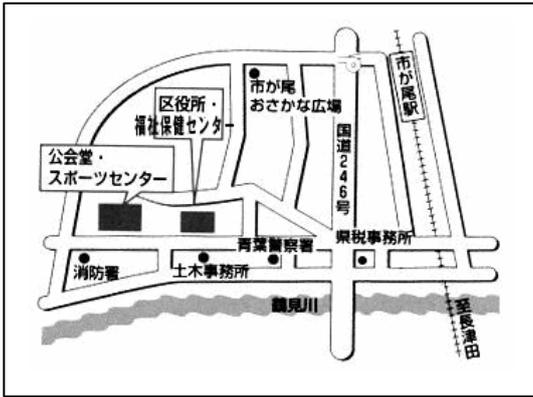
広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</li> <li>○ 横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</li> <li>○ 広告動画については、行政動画の間に設定し、10 分間の放映時間でおおよそ行政動画 6 分、広告動画 4 分となるようにしてください。</li> </ul>
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 掲出 10 営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</li> <li>○ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○ 上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</li> <li>○ 広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</li> </ul>
財産の使用許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料（参考：月額 6、200 円/m<sup>2</sup>（最大幅×最大奥行）、令和 6 年 12 月現在）をお支払いいただく必要があります。</li> <li>○ 設置期間中の電気代については、年 1 回の精算払いとします（実費相当分）。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</li> </ul>

■ 申込み・お問合わせ先

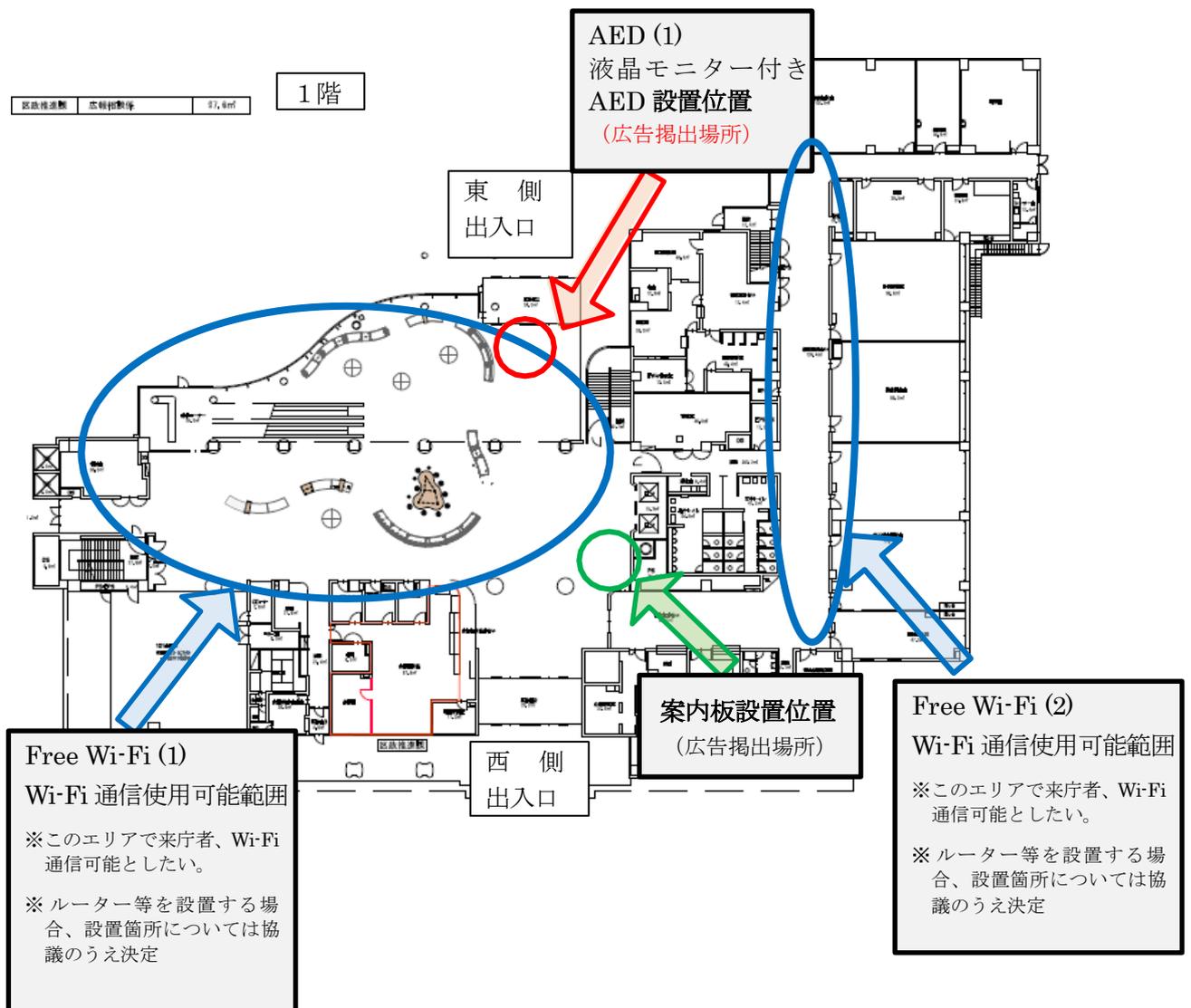
担当課名	横浜市青葉区総務課
所在地	横浜市青葉区市ケ尾町 31 番地 4
TEL/FAX	TEL 045-978-2214 / FAX 045-978-2410
Eメール	e-mail <a href="mailto:ao-yosan@city.yokohama.jp">ao-yosan@city.yokohama.jp</a>

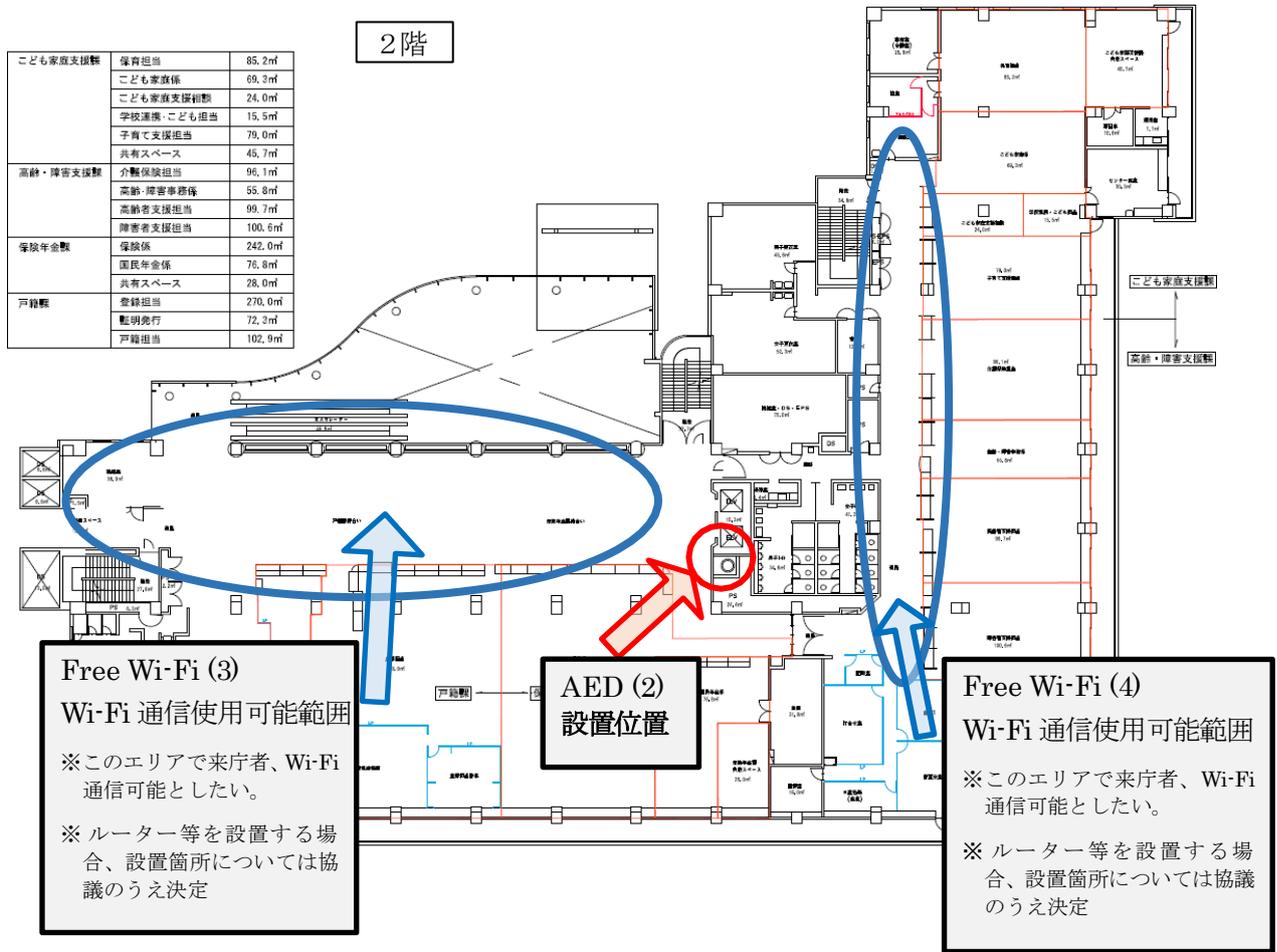
次頁あり

■ 地図



■ 募集対象施設・広告掲出場所等の図面





■ 広告付案内板の仕様について

構成：「庁舎案内図面」「青葉区内地図」「行政情報モニター」「広告枠」で構成すること。

大きさ：高さ 2.1m 以内×横 3.3m 以内×奥行 0.15m 以内 / 1 面で設置すること。

搭載機能：「行政情報モニター」動画放送、スピーカー機能（音声の ON、OFF が可能）

その他：青葉区内地図については、広域区内地図及び区役所周辺地図を表示すること。

設置物には青葉区ロゴマーク及び青葉区マスコットキャラクター「なしかちゃん」を記載すること。

<仕様について参考イメージ図>

※設置場所は 1 階エレベーター横です。



## ■ AEDボックス付きモニターの仕様について

構成：「行政情報・広告モニター」「AED用ボックス」「AED」「スタンド」で構成すること。

大きさ：高さ 1.8m以内×横 1.3m以内×奥行 0.77m以内 / 1面で設置すること。

搭載機能：「行政情報・広告モニター」動画放送、スピーカー機能（音声の ON、OFF が可能）

※当区は音声なしでの放映です。

その他：モニターの上部にAEDを配置していることを表示すること及びAEDの使い方のポスターをモニターとAEDボックスの間に掲示すること。転倒または動かないようストッパー等対策を講じること。

<仕様について参考イメージ図>

※設置場所は1階東側出入口です。



## ■青葉区ロゴマーク等

青葉区ロゴマーク



青葉区マスコットキャラクター「なしかちゃん」



## ■ Free Wi-Fi の仕様について

- (1) 利用時間は1回1時間とすること。
- (2) 利用にあたっては、パスワード（暗号化）を設定すること。

広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	青葉区役所 AED 及び広告付き案内板等の設置		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65 歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市の広告関連規程を遵守します。</li> <li>・ 横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。</li> <li>・ 横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。</li> <li>・ 誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</li> </ul>			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）